

第5章 プランの推進

1 プランの推進体制

男女共同参画プランを推進していくためには、市民、事業者、地域団体などの協力が不可欠です。そのため、それぞれの分野の役割を相互に認識し、協働して実践的な活動を展開していきます。

また、本プランの施策はさまざまな分野にまたがるため、庁内推進体制の整備や関係機関との連携が必要であり、さらに、分野別計画においても、男女共同参画の視点が盛り込まれるよう、共通認識を浸透させることが重要です。

本プランを円滑に推進するため、目標である男女共同参画社会の実現に向けて、市民、事業者及び市が連携を密にし、一体となって施策に取り組んでいきます。

2 条例の周知・普及

男女共同参画社会の実現に向けて、2003(平成15)年に施行した「春日井市男女共同参画推進条例」のさらなる周知・普及を行っていきます。

3 プランの進行管理

プランの進捗状況については、事業の実施状況、数値目標の達成状況を毎年度(市民意識調査については策定の前年度)調査し、市民への公表・意見募集、さらに市男女共同参画審議会において評価を行い、それを踏まえて施策・事業の点検、見直しを行い、プランの進行管理に取り組んでいきます。

こうした「計画(Plan)」、「実行(Do)」、「調査・評価(Check)」、「改善(Action)」【PDCAサイクル】のなかで、市民・事業者などの参画促進により、施策・事業の実効性を高めていきます。

4 推進のための数値目標

項目名		プラン策定時 (2011年)	現状値 (2017年)	目標値 (2021年)
目標Ⅰ	情報紙「はるか」を知っている一般市民の割合	※ 7.6%	※ 19.4%	20.0%
	春日井市男女共同参画推進条例を知っている一般市民の割合	※ 4.6%	※ 7.4%	20.0%
	「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対の一般市民の割合	※ 49.0%	※ 48.3%	70.0%
	社会通念・慣習・しきたりにおいて男女平等であると 感じている一般市民の割合	※ 13.0%	※ 11.2%	20.0%
	学校教育の場で男女平等であると 感じている一般市民の割合	※ 57.8%	※ 60.5%	70.0%
目標Ⅱ	審議会等委員への女性の登用率	22.1%	26.2%	30.0%
	女性委員のいない審議会等の数	3	1	0
	市の管理職に占める女性の割合(一般行政職)	4.1%	9.2%	10.0%
	男女雇用機会均等法を知っている一般市民の割合	※ 89.8%	※ 86.1%	95.0%
	職場において男女平等であると 感じている一般市民の割合	※ 19.4%	※ 18.0%	30.0%
	町内会・自治会長の女性の割合	9.0%	11.8%	15.0%
	安全・安心まちづくりボニターの男女比率	女性比率 26.8%	女性比率 27.6%	男女比率の均衡
	小中学校のPTA会長の女性の割合	14.8%	21.1%	25.0%
目標Ⅲ	地域活動の場で男女平等であると 感じている一般市民の割合	※ 35.4%	※ 39.2%	40.0%
	ファミリー・フレンドリー企業に登録している市内事業所数	14社	21社	25社
	市男性職員の育児休業取得率	3.7%	0.0%	13.0%
	何らかの地域活動に参加した ことのある男性の割合	※ 56.5%	※ 52.1%	65.0%
	家事等を夫婦とも同じくらい 行っている一般市民の割合	※ 家事 12.3% ※ 育児 37.6% ※ 介護 26.4%	※ 家事 18.1% ※ 育児 36.7% ※ 介護 28.3%	家事 20.0% 育児 50.0% 介護 35.0%
	家庭生活において男女平等 であると 感じている一般市民の割合	※ 32.9%	※ 29.0%	40.0%
	小学校区における放課後児童 クラブ設置率(子どもの家 および民間児童クラブ)	84.6%	91.9%	95.0%
目標Ⅳ	乳がん、子宮がんの検診受診率	☆乳がん 23.6% ☆子宮がん 40.3%	乳がん 25.8% 子宮がん 42.9%	乳がん 50.0% 子宮がん 50.0%
	特定健診の受診率(国民健康 保険被保険者)	34.6%	36.1% (2016年度)	65.0%以上
目標Ⅴ	最近5年間に配偶者等から 何らかの暴力を受けた ことのある女性の割合	※ 21.9%	※ 16.4%	10.0%
	DV相談の窓口を知っている 一般市民の割合	※ 25.7%	※ 21.7%	40.0%

※ プラン策定時、現状値は、「男女共同参画に関する市民意識調査」(2010年)(2016年)の数値です。

☆ 乳がん、子宮がんの検診受診率は、がん検診結果報告(県報告)に合わせた数値に変更しています。